

【事案VI-1】通院共済金請求

・平成 29 年 6 月 15 日 申立不受理

<事案の概要>

申立人が運転するバイクが、路上停止中に前方から後退してきた車に衝突され、頸部・左肩を受傷し、約半年に亘り通院治療を行った。

申立人は、団体定期生命、交通災害の各共済に加入し、自動車共済の搭乗者傷害特約の支払対象にも該当することから通院共済金を請求したところ、被申立人が、当該各共済契約にかかる通院共済金の支払対象日数をいずれも 6 日分と限定したことを不服とし、全通院日数を支払い対象とすることを求めて申立てに及んだもの。

<不受理の理由>

委員会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第 16 条第 3 号に該当するものとして、申立てを不受理とした。